

佐倉そめい野 緑地・建築ニュース Vol.24 2020年10月

発行人 佐倉染井野緑地協定運営委員会 佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会





今回のニュースの内容

共通ニュース

- 1. 会計班からの連絡事項(会計班)
- 2. 緑地・建築ニュースについて、お役立ちセミナーの中止について(広報班)

緑地ニュース

- 1. 挨拶と緑地協定有効期間の延長について。(会長)
- 2. 共同管理に関するアンケートについて(共同管理班)

共通ニュース

1. 会計班からの連絡事項(会計班)

年会費を銀行振込にされている方へ

年会費の払い込みに際し、正確かつ迅速な会費徴収のため、自動引落しの設定をお願いしております。 毎年、3月5日に次年度の会費が自動引落しとなります。口座より自動引落しを希望される方は、各ブロック 役員に12月5日までに預金口座振替依頼書に必要事項を記入し提出してください。

尚、緑地協定・建築協定 両方に加入していて、建築協定年会費を現金集金で納入されている方、 緑地・建築会費を同時自動引落しにすることが可能です。同時自動引き落としを希望される方は、下記の手続きをお願いします。

- ・現在、緑地のみ自動引き落としになっていて、建築は現金集金で納入している方 建築会計が用意する申込書を各ブロック役員経由で入手して頂き、必要事項記入の上、12月5日まで に各ブロック役員に提出してください。
- ・現在、緑地も建築も口座引き落としになっていない方 建築会計が用意する申込書を各ブロック役員経由で入手して頂き、必要事項記入の上、預金口座振替 依頼書と共に12月5日までに各ブロック役員に提出してください。

2. 緑地・建築ニュースについて、お役立ちセミナー中止について(広報班)

コロナの影響もあり、従来ニュースは、年 4 回の発行を行っておりましたが、今年度は 3 回の発行になる予定です。 お役立ちセミナーについて今年度は中止となりました。

緑地ニュース

1. 挨拶と緑地協定有効期間の延長について(会長)

今年度はコロナ禍の影響により、総会は中止となり委員会も限定委員会、全員集合での委員会は7月と9月だけというように多大な制約を受けております。このような状況下でも各担当委員は頑張って業務を遂行しております。遅くなりましたが緑地・建築ニュースの第一号をお届けします。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い致します。

さて、佐倉染井野緑地協定(第3区、第4区、第5区、第6区、第13区、第17区)は来年の令和3年3月31日までに 有効期限が満了しますが、有効期間が満了となる6ヶ月前の令和2年9月30日までに、土地所有者等の過半数の文書による協定の廃止についての申し出がありませんでした。 この件につきましては10月4日の運営委員会において承認されました。

佐倉市役所 都市部 公園緑地課に10月12日に本報告書の他に「第4回緑地協定運営委員会議事録」を添えて有効期間延長を報告しました。

2. 共同管理に関するアンケートついて(共同管理班)

近年、緑地協定運営委員会が共同管理作業を業務委託しています事業者2社 (林農社、志津ガーデン)より委託費用値上げの要望が出ております。

当委員会では H23 年(2011 年)度の新緑地協定スタートから 10 年、基本的には委託費を据え置き 抜本的見直しをせずに今日まできています。消費者物価、消費税率の上昇などから、業務委託事業者の要望 も相応には理解できるところもあります。

半面、会員各位のご負担増(緑化維持管理費の値上げ等)ともなりかねないため会員各位のご意見を伺い具体案を検討して参りたいと考えます。 委員会ではアンケート結果を参考に、2021 年春に開催の総会に議案として提出したいと考えております。